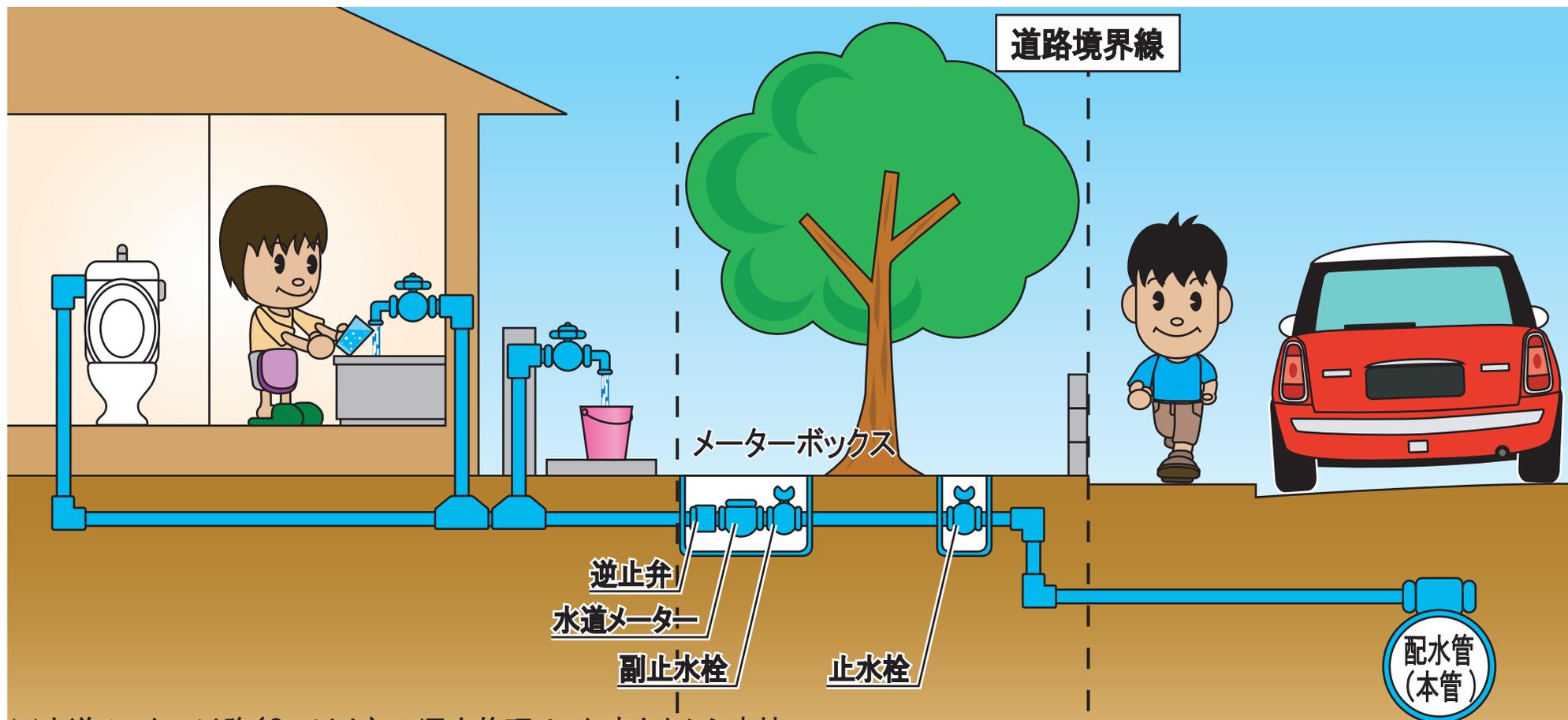


給水装置の管理区分



※水道メーター以降(2m以上)の漏水修理は、お客さまから直接、水道工事店(小田原市指定給水装置工事事業者)または、小田原水道サービスセンターへご依頼してください。
 ※水道メーターは市貸与

	宅 地	道 路 (公 道)
名 称	給水装置 (配水管の分岐から蛇口まで)	配水管 (本管)
財 産	お客さま (給水装置の所有者)	水道局
漏水修理	お客さま (給水装置の所有者・使用者) (有料)	水道局 (無料) 水道メーターまで (2m以内)